

検討事項（骨子）

I. 総論的事項

- 規制対象の範囲
 - ・ 研究目的でのヒト受精胚の作成・利用
- 指針の実効性の確保
 - ・ 国の関与のあり方について（資料5）

II. 各論的事項

- ヒト受精胚の作成・利用が容認される研究
- ヒト受精胚の作成・利用における禁止事項
- ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子の入手方法のあり方
 - ・ 卵子の入手
 - ・ 精子の入手
 - ※ 同意能力を欠く者（資料6）
- 配偶子の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方
 - 総論的事項
 - ・ インフォームド・コンセントの説明内容
 - ・ インフォームド・コンセントの撤回
 - ・ インフォームド・コンセントの授受者
 - ・ インフォームド・コンセントの説明者
 - 各論的事項
 - ・ 卵子の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方
 - ・ 精子の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方

● 研究実施の要件

<研究実施機関と提供機関は別の機関の場合>

- 研究実施機関
 - ・ 研究実施機関の長
 - ・ 研究責任者
 - ・ 研究実施者
 - ・ 機関内倫理審査委員会
- 提供機関
 - ・ 提供機関の長
 - ・ 機関内倫理審査委員会

<研究実施機関と提供機関が同一の場合>

- 機関
 - ・ 機関の長
 - ・ 研究責任者
 - ・ 研究実施者
 - ・ 機関内倫理審査委員会

● 研究終了後のヒト受精胚の取扱い

○ 研究実施の手続きについて

○ 研究実施のための手続き

- ・ 基本的考え方（資料6）
- ・ 研究計画の審査の手続き

○ 配偶子の提供を受けるための手続き

- ・ 基本的考え方
- ・ 手続きを定めるにあたっての留意事項
- ・ 複数の研究実施機関が共同でヒト受精胚を作成・利用する場合（資料6）

○ そのほか

- ・ 個人情報の保護について（資料4）
- ・ 情報の公開のあり方について（資料6）